

第十八号議案

江戸川区立区民館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立区民館条例の一部を改正する条例

江戸川区立区民館条例（昭和四十二年七月江戸川区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表二を次のように改める。

別表二（第八条関係）

江戸川区立小岩区民館

種別	使用料（一時間単位）
集会室（第一）	四一〇円
集会室（第二）	四一〇円
和室	三一〇円
講座講習室	六二〇円
レクリエーションホール	貸切りの場合 一時間単位
	貸切りでない場合 二時間単位
くつろぎの間	一般（高校生以上）
	小・中学生
談話室	ただし、目的外に利用する場合 一時間単位

備考

一 貸切りの場合に限り、一時間を超える利用時間については、三十分を単

無料

四一〇円 無料

無料

円

六二〇円

六二〇円

三一〇円

四一〇円

四一〇円

種別	使用料（一時間単位）
集会室（第一）	四一〇円
集会室（第二）	二一〇円
集会室（第三）	二一〇円
和室	三一〇円

(二)

種別	利用区分		午前九時～正午	午後一時～午後四時三十分	午後五時三十分～午後九時三十分	全日
	平日	土曜日、日曜日及び休日				
ホール	平日		二、九八〇円	五、九七〇円	七、四一〇円	一六、三六〇円
	土曜日、日曜日及び休日		三、六〇〇円	七、二〇〇円	八、八五〇円	一九、六五〇円

(一)

江戸川区立小松川区民館

位として利用することができるとし、当該単位にあつては、規定使用料の五割を徴収する。

二 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定使用料の五割相当額を増徴する。

種別	利用区分	
	午前九時～正午	午前の部
	午後一時～午後四時三十分	午後の部
	午後五時三十分～午後九時三十分	夜間の部
	午前九時～午後九時三十分	全日

- (一) 江戸川区立東部区民館
- 備考
- 一 (二)に規定する施設を貸し切る場合に限り、一時間を超える利用時間については、三十分を単位として利用することができるとし、当該単位にあつては、規定使用料の五割を徴収する。
 - 二 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定使用料の五割相当額を増徴する。
 - 三 利用者が、練習等のため舞台のみ使用する場合は、ホール使用料の三割を徴収する。

レクリエーションホール	貸切りの場合	一時間単位	六二〇円
	貸切りでない場合	二時間単位 一般(高校生以上) 小・中学生	一〇〇円 無料
くつろぎの間	ただし、目的外に利用する場合	一時間単位	三〇円 無料

備考

レクリエーションホール	
貸切りの場合	貸切りの場合
一時間単位	一時間単位
二時間単位	二時間単位
一般(高校生以上)	一般(高校生以上)
小・中学生	小・中学生
無料	無料
一〇〇円	六二〇円

- 一 (二)に規定する施設を貸し切る場合に限り、一時間を超える利用時間については、三十分を単位として利用することができるとし、当該単位にあつては、規定使用料の五割を徴収する。
- 二 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定使用料の五割相当額を増徴する。
- 三 利用者が、練習等のため舞台のみ使用する場合は、ホール使用料の三割を徴収する。
- 四 ホール利用者が舞台を使用しない場合は、ホール使用料の七割を徴収する。

(一) 江戸川区立葛西区民館

種別	利用区分	
	午前九時～正午	午前の部
	午後一時～午後四時三十分	午後の部
	午後五時三十分～午後九時三十分	夜間の部
	午前九時～午後九時三十分	全日

第18号議案

くつろぎの間	レクリエーションホール	貸切りの場合 貸切りでない場合 一時間単位 二時間単位 小・一般（高校生以上） 中・中学生	健康スタジオ	講座講習室	和室	集会室（第六）	集会室（第五）	集会室（第四）	集会室（第三）	集会室（第二）	集会室（第一）	種別	使用料（一時間単位）
			一、〇三〇円	六二〇円	三一〇円	四一〇円	二一〇円	四一〇円	二一〇円	二一〇円	六二〇円		
			六二〇円										
			四一〇円	無料	一〇〇円	無料							

(二)

ホール	平日	四、三二〇円	八、一三〇円	一、〇一〇円	一三、四六〇円
	土曜日、日曜日及び休日	五、一四〇円	九、七七〇円	一三、一七〇円	二八、〇八〇円

備考

- 一 (二)に規定する施設を貸し切る場合に限り、一時間を超える利用時間について、三十分を単位として利用することができるとし、当該単位にあつては、規定使用料の五割を徴収する。
- 二 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定使用料の五割相当額を増徴する。

談話室	くつろぎの間	貸切りの場合 一時間単位	四一〇円 無料
	レクリエーションホール	貸切りでない場合 二時間単位 一一般(高校生以上) 小・中学生	一〇〇円 無料
	フラワーホール	貸切りの場合 一時間単位	六二〇円
	音楽室		三一〇円
	和室		四一〇円
	集会室(すいせん)		二一〇円
	集会室(すみれ)		二一〇円
	集会室(こぎく)		二一〇円
	集会室(りんどう)		四一〇円

三 利用者が、練習等のため舞台のみ使用する場合は、ホール使用料の三割を徴収する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区立区民館条例別表二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。